

港区SNS事業支援業務委託
採点基準表(第一次審査)

一次審査(書類審査)			
候補者名		記入者	

1 基本事項の評価(事務局採点)		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点	満点(委員合計)
		1	2	3	4	5					
(1)	専門技術力【様式4】【様式5】 (経験年数、実績)						×4			20	100
(2)	専任性【様式5】【様式6】 (手持ち業務量)						×2			10	50
(3)	業務従事予定者の的確性 【様式5】【様式6】 (業務従事予定者の動員計画)						×2			10	50
2 企画提案の評価		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点	満点(委員合計)
		1	2	3	4	5					
(1) アカウント運用年間計画と投稿企画について【任意様式7】											
ア	業務趣旨の理解						×3			15	75
イ	提案の具体性						×4			20	100
ウ	業務体制						×3			15	75
(2) 投稿コンテンツ制作について【任意様式8】											
ア	投稿の戦略性						×4			20	100
イ	投稿コンテンツ						×5			25	125
(3) 運用改善のための数値分析について【任意様式9】											
ア	数値分析						×4			20	100
イ	数値に基づいた改善提案						×5			25	125
3 見積額の評価(事務局採点)		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点	満点(委員合計)
		1	2	3	4	5					
(1)	見積価額						×4			20	100
一次審査合計点										200	1000

加点点目 ア～オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計の5% (小数点以下切上げ) を一時評価点に加算します。 ※事務局採点配点の満点(300点)の5%は15点なので、最大75点 (15点×5項目) 加算されます。	事務局採点配点の満点 (60点×5委員分)	300点
--	--------------------------	------

<p>ア 区内事業者優遇 区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算</p> <p>イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加算</p> <p>ウ 障害者雇用の評価 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算</p> <p>エ 環境配慮に対する評価 ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点(満点)の5%を加算 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加算</p> <p>オ 災害協定活動に対する評価 区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算</p>

講評等(ポイントとなった事項など)